

日医発第143号(庶27F)

平成27年5月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

ネパール大地震被害救援活動等への支援について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会では、4月25日に発生したネパール大地震の被害に対する支援として、現地で緊急支援活動を行っている AMDA に、500万円の支援金を支出したところです。

今後も引き続き、AMDA を通じての支援等を行う予定ですが、被害は非常に甚大であり、さらなる支援が必要な状況となっておりますので、全国の医師会及び会員各位に支援金をお願いすることにいたしました。

日本医師会は、1992年から2004年まで「日本医師会ネパール学校・地域保健プロジェクト」を、ネパール政府からの要請により JICA（国際協力機構）と官民共同で立ち上げ、日本人医療専門家をネパールに派遣し、支援活動を行ってまいりました。支援の拠点は、ネパールのカブレ郡コパシ地区で、小学校に隣接するサイトにプライマリ・ヘルスケア・センターを建設して活動の中心としておりましたが、今回の大地震でかなりの被害が出たのではないかと考えられます。そのため、お送りいただいた支援金はセンターの修復等にも当てたいと存じます。

また、去る4月4日、日本医師会館にてダライ・ラマ法王の来日記念講演が行われましたが、チベットもかなりの被害が出ている模様ですので、被害状況を確認しながら併せて支援金の一部を当てたいと考えております。

つきましては、本趣旨にご賛同いただき、貴会及び管下郡市区等医師会並びに会員各位のご協力についてご高配賜りたくお願い申し上げます。

追って、お送りいただいた支援金の配賦については、改めてご報告いたします。支援金の送付方法は下記のとおりです。

記

1. 支援金受付

銀行名：三井住友銀行 神田支店

口座番号：普通預金 3130150

口座名：公益社団法人 日本医師会 ネパール大地震支援金 ぜんこくいしかいぐち 全国医師会口

振込口座名は、「日医ネパール支援金」と省略も可。

* 手数料は各自ご負担願います。

* 税務上の取扱い（別紙参照）

2. 受付期間 平成 27 年 5 月 12 日 ～ 平成 27 年 7 月 31 日

AMDA（The Association of Medical Doctors of Asia）とは

1984 年に 8 月に設立された特定非営利活動法人で、相互扶助の精神に基づき、災害や紛争発生時に、医療・保健衛生分野を中心に緊急人道支援活動を展開。世界 30 カ国にある支部のネットワークを活かし、多国籍医師団を結成して支援活動を実施。

(別 紙)

「ネパール大地震被害救援活動等への支援金」の税務上の取扱いについて

税務当局によりますと、このたびの支援金の目的が海外で発生した災害への支援であることから、個人で本会にご寄附いただいた方への税制上の優遇は認められません。

ただし、法人（医療法人等）で本会にご寄附いただいた場合には、損金算入が認められております。

損金算入のための領収書が必要な法人へはご希望に応じて発行いたしますので、日本医師会経理課（担当：松浦 / TEL 03-3942-6486（直通））までご連絡下さい。

なお、詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

(http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)